

(新) 産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成16年の廃棄物処理法改正において、「環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対し、必要な指示をすることができる」とこととされたところ。

このため、青森・岩手県境不法投棄事件のように複数の都道府県にまたがり広域的に発生した不適正処理事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現場調査の実施、調査結果に基づく関係地方公共団体間の調整等を行う。

また、環境大臣が広域認定を行った事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等も行う。

2. 事業計画

現地調査等の実施

ア 産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関して現場調査を行う。

イ 環境大臣による広域認定を受けた事業者を対象として、処理施設が認定基準に適合しているか否かを実地にて調査・確認する。

ウ 上記の調査において、現場等で収去した廃棄物、採取した試料の分析(ダイオキシン、特定有害廃棄物、PCB等)を行う。

3. 施策の効果

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案への迅速な対応

環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化

環境大臣による広域認定を受けた事業者や、PCB廃棄物の保管事業場等への立入検査等による指導による、効率的な廃棄物処理の確保

産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費

- ・広域的に発生した不適正処理・不法投棄事案
(例: 青森・岩手県境不法投棄事件)
- ・環境大臣による広域認定を行った事業者
(基準に適合しているか否かの実地調査)
- ・PCB廃棄物の保管事業場等

廃棄物処理法における国の役割の強化

平成15年改正

「廃棄物の処理が適正に行われるよう、地方公共団体に対して、必要な技術的及び財政的援助を与えること及び広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない」

平成16年改正

「環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理の事案に対応するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対し、必要な指示をすることができる」

- ・環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現場調査の実施
- ・関係地方公共団体間の調整

環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化
(地方公共団体との連携強化、地方環境対策調査官事務所の充実・強化、不法投棄ホットラインの整備)
効率的な廃棄物処理が確保されることを目指す。